**高圧ガス製造計画書（一般則・液石則）**

1. **製造の目的**

*（例）自動車用エアコンの冷媒用として、フルオロカーボン類R32(特定不活性ガス)を充填するため、高圧ガス製造施設を設置し、高圧ガス製造事業を行う。*

1. **製造するガス名**

*（例）水素、炭酸ガス、液化石油ガス*

**３．製造の方法**

*（例）貯槽の液化窒素ガスを蒸発器（公称能力50㎏/ｈ）により気化し、それを圧縮機によって14.7MPaまで昇圧し、容器に充填する。*

**４．処理能力・貯蔵量**

**（１）各製造施設の処理能力**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガス種 | 製造施設名 | 処理能力（N㎥／日） |
| *（例）LPG* | *ガススタンド* | *500* |
|  |  |  |
| 合　 計 |  |  |

**（２）処理能力の計算**（別紙 可）

*（例）圧縮機の公称能力 W ＝ 10 N㎥／h*

*※処理設備の公称能力の算定については、性能曲線、実証データなどに基づく資料を添付すること。*

*一般則第２条第１項第18号ロにより　処理能力Q ＝ W×24 ＝ 10 × 24 ＝ 240N㎥／日*

**（３）製造施設に係る貯蔵量**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガス種 | 貯蔵設備名 | 貯蔵量（kg・㎥） |
| *（例）窒素* | *貯槽* | *9,000kg* |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　 計 |  |  |

**５．省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項（**添付資料等にまとめること。）

**６．その他 特記事項※**

※高圧ガス製造設備を移設する場合や高圧ガス機器の一部がKHKの詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

*（例）当該高圧ガス製造設備は〇○会社△△事業所より移設する設備である。*

*当該設備の使用の経歴や保管状態の記録（定期自主検査記録や保安検査記録 等）は別紙のとおり。*